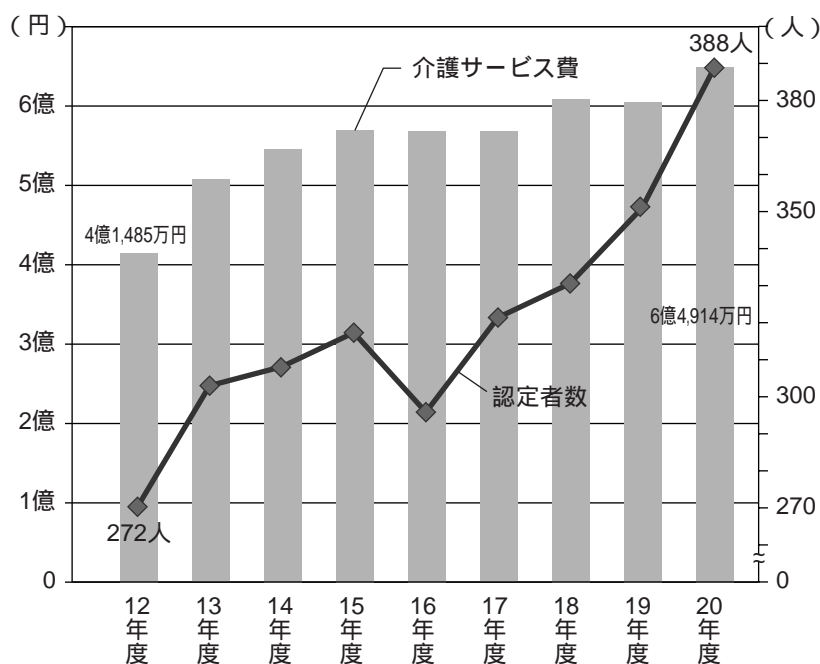


平成20年度の 村の介護保険状況

介護サービス費は6億4千万円超



村の認定者数と介護サービス費(村の総額)の推移



関川村の総人口に占める六十五歳以上の高齢者数の割合は、平成二十一年三月末現在で三四・六％。そのうち、介護認定を受けた方は三百八十八人で高齢者のうち約一六％が認定されていて、年々伸びている高齢化率に比例して、増加傾向にあります。その中でも中度者（介護度2、3）の方が最も多く、全体の四六・七％を占めています。

また、介護サービス費は六億四千九百十万円程度。認定者一人あたり約百七十六万円となりました。

介護保険の適正利用について

介護保険は、介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるような社会全体で支える仕組みです。

村が保険者となり、被保険者が納める保険料（六十五歳以上の1号保険料と四十歳から六十四歳までの2号保険料）と公費税金をもとに運用しています。

介護保険制度の基本理念は、要介護（支援）状態になっても可能な限りできる範囲で、自分らしい生活を営むという自立支援です。

限りある財源とサービスを上手に利用していきましょう。

高齢化率や要介護認定者の増加で介護保険の給付費は年々増加しています。最近、介護保険のサービス（デイサービスや短期入所など）を利用したくても満足できないという状況にもなっています。



▶むつみ荘で行われている介護予防事業「ファンルーム」の演芸会のように

介護保険料の納め方は？

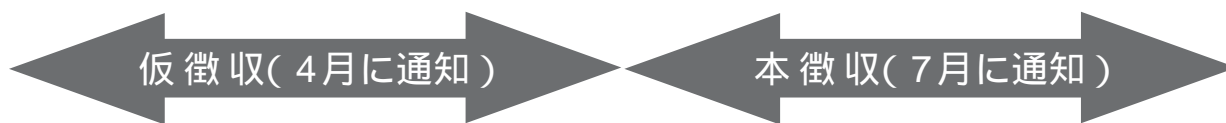
保険料の納め方は、年金の受給額によって以下の2通りに分かります。

特別徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が、
年額18万円以上の方 年金から天引き になります。
老齢福祉年金、寡婦年金などは、対象となりません。

保険料が年金の支払月（年6回）に天引きになります。
年度の途中で特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から保険料が年金から天引きになります。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
----	----	----	-----	-----	----



6月の村民税確定後に介護保険料の年額を決定します。そのため、4月、6月、8月は暫定の保険料での徴収となります。前年度の2月分と同じ保険料額となります。

前年の所得をもとに確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を3回で割ります。

普通徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が、
年額18万円未満の方 納付書 あるいは 口座振替 で納めていただきます。

保険料を納期限までに納付してください。
納期限は7月から翌年2月までの年8期となっています。
村から通知書と納付書を送付します。
関川村役場・村上信用金庫関川支店・にいがた岩船農協関川支店・第四銀行坂町支店・ゆうちょ銀行で納付できます。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
----	----	----	-----	-----	-----	----	----



前年の所得をもとに確定した年間保険料額を納期数(8期)で割ります。



便利で確実な口座振替を！

村収納金融機関（村上信用金庫関川支店・にいがた岩船農協関川支店・第四銀行坂町支店・ゆうちょ銀行）または関川村役場で手続きができます。

手続きの際は、下記のものをお忘れなく！

保険料の納付書 通帳 印かん（通帳印）